

## 12月定例会

# 地区計画区域内における建築物の制限に関する 条例など10議案を可決・認定



議場風景(12月定例会)

12月定例会には、市長提出議案10件が提出され、すべてを原案のとおり可決・認定としました。

主な議案の内容は次のとおりです。

## 市長提出議案

○行田市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例(原案可決)

長野地区の地区計画変更により、産業の振興を図るため、地区整備計画に定める建築物等の用途の制限を緩和するもので、新たにE地区を設定し、引き続き実効性のある建築制限を行うため、条例の一部を改正するものである。

**質疑** なぜ地区計画を変更するのか。

**答** 地区計画の変更は、産業振興の観点から土地利用を変更するもので、周辺の住環境への影響に十分な配慮をしつつ、工場の操業環境を向上させることにより、本地区に企業を誘致し、産業振興を図るものである。

○行田市下水道条例の一部を改正する条例(原案可決)

国税及び地方税に係る延滞金の見直しに合わせ、下水道使用料に係る延滞金を見直すとともに、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が改正されることに伴い、

下水道使用料に加算する消費税及び地方消費税相当額の改正について、条例の一部を改正するものである。

○行田市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例(原案可決)

平成23年度に事業認可を取得した区域のうち、平成25年度より管渠整備に着手した、元荒川第10区処理分区の一部(分流区域 藤原町1丁目から3丁目及び大字若小玉の一部)の区域について、下水道の整備に伴う受益者負担金があるため、条例の一部を改正するものである。

なお、新たに整備を行う区域の負担区の名称を「第8負担区」とし、単位負担額を1㎡当たり350円と定めるものである。

○行田市水道事業給水条例の一部を改正する条例(原案可決)

○行田市南河原地区簡易水道事業条例の一部を改正する条例(原案可決)

両議案とも、平成26年4月



西部配水場

1日から消費税及び地方消費税の税率が改正されることに伴い、本市水道事業及び南河原地区簡易水道事業における水道料金、口径別加入金及び給水装置の工事費に加算する消費税及び地方消費税相当額の改定について、条例の一部を改正するものである。

**質疑** 消費税増税により5%から8%に引き上げることにより新たな市民負担はどれくらいか。

**答** 一般家庭の水道のみの使用世帯で一月当たり80円、水道と下水道の使用世帯で一月当たり139円の負担増となる。

**質疑** 市民への対応、周知について

**答** 消費税の経過措置等もあることから、市ホームページ、市報「ぎょうだ」及び「水道